

## 「休眠楽器活用事業」募集要項

市内小学校の吹奏楽部が廃部となり、子どもたちが楽器や音楽に触れる機会が減少するのと同時に、吹奏楽部が使用していた管楽器・打楽器（以下「楽器等」）が休眠状態となっています。

高浜市では「みんなで学び・高め合い 高浜の未来を育もう ～学びをつなぐ 学びでつながる 大家族たかはま～」を基本理念とする「第3次高浜市生涯学習基本構想・基本計画【前期】」を推進しています。

基本目標「Ⅰ 知的好奇心や学びの意欲を高めよう!」、「Ⅱ 学びの輪を広げ、まちの力を育てよう!」、「Ⅲ 学びの成果を、まちづくりにつなげよう!」の実現に向け、市民主体の音楽・文化活動の育成・支援の一環として、かつて市内小学校吹奏楽部で使用されていた楽器等を市民向け体験事業、地域音楽活動等に活用する事業の提案を募集します。

### 1 目的

市から貸与する休眠楽器を活用し、

- ① 市民（特に青少年）が気軽に音楽に親しむことができる機会を創出する
- ② 音楽を通じた居場所づくりなど、市民同士の交流を促進する
- ③ 音楽・文化活動に携わる人材育成や地域活性化へつなげる

### 2 活用可能な楽器等

別紙「活用可能な楽器リスト」参照

### 3 応募資格

- ・主に高浜市内で活動する市民公益活動団体であること（法人格の有無は不問）
- ・団体の代表者が、高浜市在住者かつ満18歳以上であること。
- ・団体の構成員の過半数が高浜市在住者、あるいは、8割以上が高浜市在住・在勤・在学者であること。
- ・別紙「活用可能な楽器リスト」掲載の楽器等を活用しうる知識・能力・経験等を持つ構成員を一定数有すること、あるいは、外部から専門家・指導者等を招聘して楽器等を活用するものであること。
- ・団体の目的又は活動・事業に地域音楽活動に関わるものを含むこと。
- ・高浜市暴力団排除条例（平成24年条例第4号）第2条第1号又は同条第2号の規定に該当しないものであること。
- ・（法人格を有さない団体の場合）権利能力なき社団に該当しうる団体であること。

\*権利能力なき社団とは（例）

- ア 団体としての規約を備えていること
- イ 構成員が入れ替わっても存続する団体であること
- ウ 代表者や役員が総会等において民主的に選出されていること

エ 事業計画や収支予算、事業報告や収支報告が総会等で審議されるなど、団体の運営（意思決定）が多数決の原理により行われていること

#### 4 事業期間

協定締結から令和11年3月31日

#### 5 募集の流れ

##### (1) 募集要項の公表

令和8年6月29日（月）に市公式ホームページにて公表

##### (2) 見学会の開催

希望者には見学会を、次のとおり開催します。

参加人数は1団体3人までとし、団体名及び参加者氏名をあらかじめ連絡してください。

また見学会では、本募集要項の内容に関する質問は、原則として受け付けません。質問がある場合は、下記「(3) 質問等に関する事項」に基づき提出してください。

##### ① 見学会

日時：7月8日（水）午前10時～正午／午後1時～3時のうち30分程度

※申込状況等を鑑み調整の上、団体代表者宛に集合時間等を電子メールにてご連絡します。

##### ② 見学会の参加申込

電子メールで、下記の（ア）から（オ）の事項を記入のうえ、7月3日（金）午後4時までに申し込んでください。

なお、電子メールの件名は【楽器見学会申込】としてください。

また、受信確認のため、電子メール送信後、送信した旨の連絡を申込期間中の市の電話受付時間中（土曜日、日曜日、祝日以外の日の午前9時から午後4時まで）に電話連絡してください。

（ア）団体名

（イ）団体の住所

（ウ）担当者名（代表連絡者）

（エ）参加者全員氏名

（オ）連絡先（電話番号、FAX番号、電子メールアドレス等）

##### (3) 質問に関する事項

募集要項の内容について質問がある場合は、市公式ホームページ上に掲載のある「質問書」フォーマットに記入し、7月10日（金）午後4時までに電子メールに添付してご質問ください。

なお、電子メールの件名は【楽器活用提案\_質問事項】としてください。

また、受信確認のため、電子メール送信後、送信した旨の連絡を申込期間中の市

の電話受付時間中（土曜日、日曜日、祝日以外の日の午前9時から午後4時まで）に電話連絡してください。

個々での口頭又は電話による問合せには応じないものとします。

質問に対する回答は、7月21日（火）までに市公式ホームページにて公表します。

#### （4）提案書類に関する事項

##### ① 提出書類

（ア）提案書（様式第1）

（イ）提案団体の概要（様式第2）

（ウ）事業計画書（様式第3）

（エ）収支予算書（様式第4）

（オ）提案団体の定款・規約・会則その他これらに類するもの

（カ）提案団体の構成員名簿（氏名のほか住所・勤務地・学校名がわかるもの。楽器経験を有する者は楽器名・演奏歴等が分かるもの）

（キ）その他提案団体の活動状況がわかる資料（例：直近3か年の総会資料もしくは事業報告書・収支決算書）

※提案書提出後、別に高浜市が必要と認める書類を提出していただく場合があります。

##### ② 提出方法

（ア）持参または郵送（必着）によるものとします。

（イ）上記①に定める提出書類を原本1部、写し1部を提出してください。

（ウ）受付期間 令和8年6月29日（月）～7月28日（火）

午前9時～午後4時

※土・日、祝日を除く

（エ）受付場所 高浜市役所文化スポーツグループ（いきいき広場3階）

（オ）費用の負担 提案に要する経費は、提案者の負担とします。

#### （5）提案に際しての留意事項

- ・市は「休眠楽器提案事業」において、提案内容実施にかかる金銭的支援は行いません。貸与・返却時の楽器の運搬を含め、すべて提案者の負担となります（ただし、市等による補助制度で、該当するものを活用することは可能です。その場合も、自己責任で行ってください）。
- ・楽器等は中古ですが貸与品ですので、大切に扱ってください。
- ・楽器等のメンテナンスは、すべて提案者の負担となります。メンテナンスは、適宜行い、適切な状態を保つように努めてください。
- ・楽器等の保管場所は、提案者にて確保してください。保管に際しては埃や湿度に注意し、楽器等を良好な状態を保つよう努めてください。
- ・楽器等は第三者へ転貸しないでください。ただし、あらかじめ市が承認した場合は、この限りではありません。

- ・楽器等の売却、廃棄、質入れ等は固く禁じます。
- ・楽器等の使用によるケガは、いかなる場合にあって、市は責任を負いません。
- ・活動中に楽器等が損傷しても、市は修理を行いません。なお、楽器等を紛失したり、故意に損傷させた場合など状況によっては、市と協議の上、弁償していただく場合があります。

#### (6) 選定スケジュール

内容	日程	備考
① 募集要項の公表	令和8年6月29日(月)～	
② 楽器見学会 (事前申込制)	令和8年7月8日(水) 午前10時～正午/午後1時～3時 ※1団体30分程度	7月3日(金)午後4時まで に、希望時間帯等を文化スポーツグループへ申し込み(電話・FAX・メール・直接)
③ 質問の受付	令和8年6月29日(月) ～7月10日(金)	
④ 質問に対する回答の公表	7月21日(火)	
⑤ 提案書の〆切	7月28日(火)午後4時	文化スポーツグループへ持参 または郵送(必着)で提出
⑥ ヒアリング	8月5日(水) 午後1時～5時(予定)	時間は調整
⑦ 審査結果の公表	8月13日(木)(予定)	

#### (7) 選定方法

次の審査基準及び評価項目に照らし、休眠楽器活用事業審査委員会において書類審査及び面接審査(ヒアリング)を実施します(面接審査の日程・場所等は別途通知)。

審査委員4名の評点を評価項目ごとに足し合わせて評価します。

評価が最も高い者を候補者として選定しますが、評点の6割以上を条件とします。また、評価項目において評点「1」の評価を受けた場合は候補者から除外します。

##### ① 審査基準

- (ア) 楽器等が広く市民に活用されるものであること。
- (イ) 楽器の体験や演奏を通じて、青少年の健全育成や市民交流、人材育成、地域活性化に寄与するものであること。
- (ウ) 「第7次高浜市総合計画」や「第3次高浜市生涯学習基本構想・基本計画(前期)」に寄与する取組みであること。
- (エ) 一過性ではなく、安定・持続的な活動が見込まれること。

## ② 評価項目

評価項目	評価の視点	評価基準	点	配点
1) 公益性	<p>○提案内容は公益性が認められるか。</p> <p>○「第7次高浜市総合計画」の基本計画（前期）に掲げる目標（目指す姿）の実現に寄与するか。</p> <p>○「第3次高浜市生涯学習基本構想・基本計画（前期）に掲げる目標（目指す姿）の実現に寄与するか。</p>	公益性が非常に高く、計画の実現に大いに寄与する	5	20点
		公益性が高く、計画の実現に寄与する	4	
		どちらともいえない	3	
		公益性にやや乏しく、計画の実現に寄与するとはいいがたい	2	
		公益性に乏しく、計画の実現に寄与しない	1	
2) 具体性・実現性	<p>○提案内容は具体的か （例）：対象者、活動日程・頻度、活動場所、参加方法の周知、活動情報の発信 など</p> <p>○提案内容にかかる収支予算は適切か。</p> <p>○楽器等の保管場所・保管方法は適切か。</p> <p>●提案内容を遂行する上での課題はないか。</p>	大変具体的で、実現性が大変高い	5	20点
		具体的で、実現性が高い	4	
		どちらともいえない	3	
		やや抽象的で、実現性に課題がある	2	
		抽象的で、実現性に乏しい	1	
3) 事業遂行能力	<p>○提案団体は提案内容を遂行する能力・経験（例：人材、ノウハウ、資金）を有しているか。</p> <p>○市内で開催された音楽・文化行事や地域活性化の活動に、参加や協力の実績があるか。実績がない場合、今後、参加や協力が見込まれるか。</p>	申し分のない能力・経験を有している	5	20点
		能力・経験を有している	4	
		どちらともいえない	3	
		能力・経験に課題がある	2	
		能力・経験があるとはいえない	1	
4) 安定性・持続性	<p>○年間を通じて継続的に行われるものか。</p> <p>●活動期間が限定的、あるいは、一過性になっていないか。</p>	通年の活動である	5	20点
		概ね通年の活動といえる	4	
		どちらともいえない	3	
		活動期間が限定的である	2	
		一過性の活動である	1	

5) 期待される効果	○活動の効果は、広く市民に及ぶものか。 ○青少年の健全育成に寄与するものか。 ○多くの市民が、気軽に楽器等に親しむ機会が企画されているか。 ○市民交流の促進や人材育成、地域活性化につながることを期待できるか。 ●楽器等の活用が、特定の市民に限定されていないか。	効果は大変広範囲に及び、高い効果が期待される	5	20点
		効果は広範囲に及び、効果が期待される	4	
		どちらともいえない	3	
		効果は一部にとどまり、効果があるとはいいがたい	2	
		効果はかなり限定的であり、効果があるとはいえない	1	
6) 楽器等の貸与料	○貸与料の提案額は、市の歳入確保に寄与するか。 ○貸与料の無償を希望する場合、公益性が高く、期待される効果も広範囲で、無償とすることが妥当といえるか。	〔有償提案〕市の歳入確保に大いに寄与する	5	20点
		〔有償提案〕市の歳入確保に寄与する	4	
		〔無償提案〕無償貸与することに妥当性がある	3	
		〔有償提案〕歳入確保に寄与するとはいいがたい	2	
		〔無償提案〕無償貸与することに妥当性がない	1	
合計				120点

## (8) その他

### ① 楽器等の貸与契約

提案が採択された場合は、市と「楽器等賃貸借契約」（もしくは「楽器等使用貸借契約」）を締結します。原則として、契約は1年ごとに締結することとし（令和8年度のみ契約締結日～令和9年3月31日）、特段の問題がなければ最長で令和10年度まで契約更新することを可能とします。

### ② 定期報告

楽器等の活用状況は、定期的に市へ報告していただきます（契約書に規定）。また、楽器等を活用した行事（例：体験会）を企画・開催する場合は、決められた期限までに事前に市へ報告していただきます。

【問合せ及び提出先】

住所 〒444-1334

高浜市春日町五丁目165番地（高浜市いきいき広場3階）

高浜市役所こども未来部文化スポーツグループ

担当：板山・井野

電話 0566-95-9569（ダイヤルイン）

FAX 0566-52-8188

メール bunka@city.takahama.lg.jp